

◇◆羽生市創業支援事業補助金 主なQ & A◆◇

(Q&A は随時更新されます。定期的に HP 等でご確認ください。)

1. 目 的

- Q. 創業支援事業補助金の目的を教えてください。
- A. 市内経済の活性化及び雇用の確保を図るため、市内で新たに創業する方に対して、その創業に要する経費の一部を補助金として交付するものです。そして、市から魅力ある新たな会社や個人事業者を育てていきたいという願いを兼ね備えております。

2. 対象事業

- Q. 創業とは、どの時点ですか？
- A. 創業とは、事業を営んでいない個人が所得税法第 229 条に規定する開業の届出を行うことまたは、新たに会社を設立し、事業を開始することです。なお、創業の日とは、個人事業者の場合は開業の日（開業届に明記）、会社の場合は会社設立の日（登記簿謄本に明記）を指します。
- Q. 「会社」とは何が該当しますか？
- A. 会社法上で定義される株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社が該当となります。そのため、一般社団法人や NPO 法人等は対象外となります。
- Q. 補助対象となる業種を教えてください。
- A. 中小企業信用保険法施行令（第 1 条第 1 項）に規定する業種（農業、林業、漁業、金融、保険業以外の業種）が対象です。ただし、当該業種が法令に違反し、又は公の秩序若しくは善良な風俗を害するおそれがあり、市が支援することが適当でないと認める業種は対象外となります。また下記の事業も対象外となります。
- 【例】①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の営業に該当する事業又は法令に違反し、公の秩序若しくは善良の風俗を乱すおそれのある事業（風俗関係、キャバレー、高利貸し等）
②他の者が行っていた事業を継承して行う事業
③フランチャイズチェーン等の画一的な営業を行う事業
- Q. 事務所と店舗を別々の場所に同時に開設した場合、両方申請できますか？
- A. 別々の建物になっている場合や借家で別の部屋になっている場合などは、両方の申請ではなく、1 事業として申請が可能となります。

3. 対象者

Q. 羽生市民のみが対象ですか？

A. 羽生市民のみを対象としております。申請時に市内に居住し、住民基本台帳法に規定する本市の住民基本台帳に登録されていることが条件となります。

Q. 年齢制限はありますか？

A. 交付申請時において、50歳未満の方を対象としております。

若くてやる気があるが、資金力の低い方を金銭的に支援し、創業支援事業の効果を上げるため年齢制限を設けております。

Q. なぜ創業して6か月以内の者までが補助対象者なのですか？

A. 備品購入費や広報費、委託費は、創業前はもちろんです。創業直後も必要な経費となります。また、事業が軌道に乗り出し始めるだろうと考えられる期間として、6か月を経過しない者とする事で、市内で新たに創業をした方の支援をより多くできるように設定しております。

Q. 一度、廃業したものが再度、事業を始めた場合は対象となりますか？

A. 対象となります。ただし、当該補助金の交付を受けたことがある者、及び補助金の不正受給を防ぐため、悪質で計画的なものを除きます。

Q. 事業を行っている同一人物が、新たに別会社を立ち上げる場合は、対象となりますか？

A. 対象外となります。羽生市創業支援事業補助金交付要綱第2条第1号より、事業を営んでいない個人が、新たに創業した場合に補助を行います。

Q. 個人Aが行っていた事業を廃業した後、その財産（店舗や機材）を引き継いで、個人Bが創業する場合、新規創業と認められますか？

A. 認められます。事業を営んでいない個人が財産を引き継いで、創業をする（新規に登記・開業）場合は対象となります。

Q. 補助金申請の時、なぜ誓約書を提出するのですか？

A. 補助金交付の適正化や、暴力団等の排除、風俗営業等が補助対象でない点から、申請時に誓約書を提出していただきます。なお、市が警察に対象者情報について照会することもあります。

4. 補助内容

Q. 補助対象経費を商業登記費、事業所等改装費、備品購入費、広報費、委託費としたのはなぜですか？

A. 創業者が一番関心をもたれるのは、初期経費をいかに確保するかということであり、開設するために必要な経費として商業登記費や事業所等改装費、備品購入費等、言わば初期経費を支

援しようとしたものであります。また、市では、市内商店街に存する空店舗への出店に対して別に家賃補助制度も用意しております。

Q. 補助対象経費の商業登記費とは何ですか？

A. 個人、会社ともに登記に要する経費です。個人の場合にあつては商号登記に、会社の場合にあつては法人登記に係る法務局への申請に要する費用です。(特許庁へ申請する商標登録は対象外です。)

Q. 補助対象経費の事業所等改装費とは何ですか？

A. 事業の実施に必要な事業所等の改装に係る経費です。(住居兼事業所等の場合にあつては、住居等他の用途に供される部分と明確に区別された事業所等占有部分に係るものに限ります。)
また、「事務所等」には、事業の用に供する「事務所、店舗、工場」が該当します。

Q. 補助対象経費の備品購入費とは何ですか？

A. 事業の実施に必要な3万円以上の備品購入にかかる費用です。なお、購入する備品は事業でのみ使用するものと特定できるものに限ります。
(対象外の例…相場が不透明である中古の備品、汎用性が高く、使用目的が本補助事業実施のみに必要なものと特定できない車両やパソコン等)

Q. 住居兼事業所等の扱いは、どうなっていますか？

A. 事業所等が住居を兼ねる場合の備品購入費は、事業所経営に必要な備品の購入費であれば、対象とします。また、改装工事の場合、住居等他の用途に供される部分と明確に区別された事業所等占有部分に係るものに限ります。当該箇所のみの見積書・請求書でなければ対象外となります。

Q. 補助対象経費の広報費とは何ですか？

A. 販路の開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費等にかかる経費です。
なお、IT化社会の進展にともない、電子的媒体を利用した広告やチラシも登場していることから、紙媒体に限らず電子的媒体を利用した宣伝広告に要する経費も補助対象経費とします。
また、開業したことを宣伝広告することを目的として、事業所名等を印字した物品の配布に要する経費も補助の対象とします。

Q. 補助対象経費の委託費とは何ですか？

A. 会社設立に係る司法書士等への委託費、事業プラン策定等に係る専門家派遣に要する経費、市場調査等の外部委託費にかかる経費です。ただし、経費の性質上、委託費は補助対象経費全体の50パーセント以内とします。

Q. 事務所等の家賃は対象となりますか？

A. 対象外となります。ただし、市では市内商店街に存する空店舗への出店に対しては別に家賃補助制度もございます。

Q. なぜ女性及び移住者の補助率は2/3なのですか？

A. これからの社会の発展には、女性が生き生きと夢をもって活躍することができるよう社会進出を進める必要があります。創業においても、女性の活躍を促進するため、補助率を2/3としました。また、市外から羽生市に移住して創業し、市民として新たな視点で街づくりに貢献していただきたいという思いから、補助率を2/3としました。

5. 金 額

Q. 補助金の上限額を100万円としたのはなぜですか？

A. 当補助金は、創業開始に必要なとされる経費を想定しており、日本政策金融公庫の「2014年度新規開業実態調査」と総務省の統計を踏まえ、創業資金は最低でも200～300万円は必要であると判断しました。

また、創業業種や事業の大小により必要経費は異なりますが、創業される方の自立性や市としての創業“支援”という観点からも上限を100万円としました。

Q. 補助金は、必ずもらえますか？

A. 補助金の申請は、補助金の交付を約束するものではありません。補助金の交付は毎年度予算の範囲内で行うこと、また「6.審査」の項目にあるとおり、補助金採択基準に基づき審査を行ったうえで交付決定をするため、審査の結果、補助金が交付できない場合もあります。

Q. 補助金は、前払いで交付できますか？

A. 補助金の交付は、実績があって行なわれるものですので、支払いは事後（各種補助対象経費の支払いを済ませていただいた後）になります。実際に補助金の請求をしていただく際は、補助対象経費を支払ったことがわかる書類を添付していただき、市で確認した後、支払いを行なうこととなりますので十分注意してください。

Q. 交付決定を受けた後、補助対象経費の支払いに追加がある場合はどうすればよいですか？

A. 当初の申請内容に変更がありましたら、変更承認申請書を提出してください。内容を確認の上、変更内容が適切と認められれば、追加で補助対象とすることができます。

6. 審 査

Q. 審査はどのように行うのですか？

A. 市内で創業し、継続して事業を実施していただかねばなりません。そのため、特定創業支援等事業では、1か月以上にわたり経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講座を受講し、経営指導員や中小企業診断士等のアドバイスを受けながら、創業計画書を作成していただきま

す。また、市においては、創業し継続して事業を実施できると認められたもののうち、①創業計画書の内容、②自己資金割合、③出店場所、④創業時年齢、⑤市外からの転入、⑥空店舗・空家利用、⑦雇用人数、⑧地域課題の解決、⑨商工関係団体への参加、⑩市内経済循環への貢献・地域の魅力向上などの補助金採択基準に基づき専門家のご意見をいただきながら補助金の交付決定をします。さらに、提出書類の内容を確認し、必要があれば現地調査、帳簿書類その他の物件を検査するなど審査を行い、その後、補助金交付の趣旨・目的を考慮の上、補助金の交付決定をします。なお、補助金交付の申請には、特定創業支援等事業による支援を受けたことを証する書類の写しやその他必要書類があります。

【商工会、創業・ベンチャー支援センター埼玉及びMALL DESIGN 実行委員会を支援機関とする理由】

- ・市は商工業の総合的な発展を図るため、商工会の経営改善普及事業に対し補助をしており、これらに関連する業務の一つとして、創業支援事業のご協力をいただいているためです。
- ・埼玉県は（公財）埼玉県産業振興公社に「創業ベンチャー支援センター埼玉」を設置し、創業にかかる相談窓口やセミナーを実施しており、羽生市民も利用することができるため、支援機関としております。
- ・MALL DESIGN 実行委員会は、市、商工会等と連携し、商店街エリアを中心とした個性と魅力づくりに取り組んでいます。当会では、商店街と創業者を結び付けながら、地域の活性化と創業機運の醸成に資する事業を行っていることから、支援機関としております。

Q. なぜ商工会及び創業・ベンチャー支援センター埼玉の支援が必要なのですか？

A. 商工会及び創業・ベンチャー支援センター埼玉は、事業のひとつとして、創業相談や経営指導等を行なっております。こうした相談・指導等の経験や知識の蓄積があることから、創業される方、された方に本制度の申請の前に商工会及び創業・ベンチャー支援センター埼玉の特定創業支援等事業を受けていただくことは、創業者の今後の事業運営に有益であると考えられます。また、その過程で創業計画書や経営についての評価・審査もなされることとなりますので、事業内容を把握した上で、その事業がある一定の水準にあることを担保できると考えております。

Q. 現地調査はありますか？

A. 補助事業等の適正を期すため必要があるときは、職員が現場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することや、補助事業等の関係者に質問することがあります。また、調査により、要綱に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対して、適合させるための措置を執ることを命ずることがあります。

7. 補助金の取り消し・返還

Q. 創業支援事業補助金を受けた後も何か注意すべき点がありますか？

A. 補助金交付後も、交付決定の取り消しとなる場合や財産の管理などについて注意点があります。下記の【創業支援事業補助金を受ける皆さまへ】を必ずご確認ください。

【創業支援事業補助金を受ける皆さまへ】

創業支援事業補助金の交付後も、以下の6点がございますので、十分ご注意ください。

① 補助事業の調査等をする場合があります。

(補助事業等の調査等)

第9条 市長は、補助事業等の適正を期すため必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は職員が現場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは補助事業等の関係者に質問させることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による調査により、この要綱に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対して、適合させるための措置を執ることを命ずることができるものとする。

② 補助金を取り消す場合があります。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 補助事業者が規則若しくはこの要綱の規定又はこれらに基づく市長の命令に違反した場合

(2) 補助事業者が補助金を補助事業等以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が補助事業等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) その他交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

③ 補助事業完了後、関係書類を5年間保存しておいてください。

(関係書類の保存)

第14条 規則第21条に規定する帳簿等は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

④ 補助金で取得した財産は適切に管理してください。また、5年以内に処分等する場合は、事前にご連絡ください。もし、不当な理由により財産処分を行った場合は、補助金を返還していただきます。

(財産の管理)

第15条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産（以下「財産」という。）について、補助事業等の完了後も、羽生市創業支援事業補助金財産管理台帳（様式第8号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業等の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、補助金の交付に係る財産を処分しようとするときは、あらかじめ、羽生市創業支援事業補助金に係る財産処分承認申請書（様式第9号）により、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

3 補助事業者が、不当な理由により財産の処分を行った場合は、これに係る補助金を市長に対して返還しなければならない。

- ⑤ 補助金を受けた後5年間、毎年補助事業の成果や収支及び決算書などの状況報告を提出していただきます。

(報告)

第17条 補助事業者は、補助事業等の完了した日の属する会計年度の終了後5年間次に掲げる事項の毎年度の状況等について、羽生市創業支援事業補助金状況報告書(様式第10号)に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業等の成果
- (2) 事業の内容
- (3) 雇用状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、補助事業者に対し必要があると認めるときは、実地に調査することができる。

3 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は帳簿書類その他の物件に関し説明を求めることができる。

* は、創業支援事業補助金交付要綱の該当箇所となります。

- ⑥ 1年に1回程度(年度末)、国へ報告するため、創業支援事業を受けた方に対して、創業者の状況等について調査を行います。

8. その他

Q. 申請の時期はいつですか？

A. 毎年度、申請期間を設けますので商工課までお問い合わせください。ただし、補助事業者は、補助事業等が完了した日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、実績報告をしていただきます。

Q. 補助金の交付決定前に補助対象経費に係る備品購入や改装工事を実施してよいですか？

A. 補助対象経費に係る購入・発注等の実施は、補助金の申請後、市から「羽生市創業支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)」を受けてから行ってください。補助金交付決定前に補助対象経費に係る購入・発注等を実施した場合には、補助金は交付されません。

Q. 創業後のフォローアップはどのようなものがありますか？

A. 創業後のフォローアップを適切に行っていただくためにも是非商工会にご加入ください。商工会では、内容に応じたきめ細かなフォローアップを行ってまいります。また、創業後1年以上の実績がある事業者には、自社の現状を分析し、目標達成に向けて「いつ」「誰が」「何を」すべきなのかを明確にする経営革新計画の作成の相談にもものっていただけます。また、本制度に限らず、市では各種制度融資を設けているほか、商工会と連携を取りながら事業者へのアフターフォローも行っていきます。

Q. 補助を受けたにもかかわらず、事業の中止や市外転出する場合はどうなりますか？

A. 事業を中止等にする場合は、事前に商工課までご連絡ください。内容に応じたきめ細かなフォローアップを行います。この補助金の目的には、市内に創業し、継続して事業を実施していただくことがありますので、補助金の返還を求める場合もございます。

Q. 補助対象者が市から創業支援事業補助金交付の対象となったことを営業行為に利用することは差し支えありませんか？

A. 創業支援事業補助金の交付対象となったことを営業行為に利用することは、差し支えありませんが、市民の誤解を招くおそれのある表現がある場合は、是正していただく場合があります。

Q. 本Q&Aに記載されていない注意事項はありますか？

A. あります。本Q&Aに記載されている内容は、主な質問に対する回答です。詳細につきましては、羽生市創業支援事業補助金交付要綱をご覧ください。なお、ご不明な点につきましては、下記担当までお問い合わせください。

【担 当】

羽生市経済環境部商工課

☎048-560-3111